

審査集計表（委員（４人）の合計）

選 定 基 準	審 査 項 目	委員合計	再計算 (100点換算)
		一般財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会	
1 県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	・利用者の平等な利用が確保されるものであるか	○	○
2 施設の設定目的の効果的達成 (配点：30点)	・センターの設定目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	18	
	・センターの利用促進への取り組みがなされるものであるか	15	
	・利用者の意見をセンターの管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	17	
	・利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	18	
	・地域、関係機関等との連携が図られるものであるか	16	
	計	84	25.2
3 効果的な管理 (配点：20点)	・収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	16	
	・経費削減に向けた取り組みがなされるものであるか、また、その実現性はどうか	15	
	計	31	15.5
4 適正かつ確実な管理を行う能力 (配点：30点)	・団体の経営状況は安全かつ健全か	17	
	・団体の実績はどうか	17	
	・人員の配置は適切か	16	
	・経理的な基礎が備わっているか	15	
	・技術的な基礎が備わっているか	17	
	・職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	16	
	・安全管理は適切か	17	
	・個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	15	
	計	130	24.4
5 その他施設の設定目的、性質に 応じて定める基準 (配点：10点)	・利用者の求めに応じた指導・介助等を実施するため、障害者への体育指導に精通した職員の配置について	17	
	計	17	8.5
6 県の重要施策推進に係る項目 (配点：10点)	・女性活躍支援に取り組んでいるか	1	
	・賃金水準の向上に取り組んでいるか	20	
	計	21	5.3
合 計		283	78.9

(再 掲)

	1 県民の平等利用の 確保 (確保されなければ失格)	2 施設の設定目的 の効果的達成 (配点：30点)	3 効果的な管理 (配点：20点)	4 適正かつ確実な 管理を行う能力 (配点：30点)	5 その他施設の設定 目的、性質に応じ て定める基準 (配点：10点)	6 県の重要施策推進 に係る項目 (配点：10点)	合 計 (満点：100点)
一般財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会	○	25.2	15.5	24.4	8.5	5.3	78.9